ちいずれか一点）	クリスタル灰皿	一個	六五〇円相当	二〇〇個	二〇〇個
	丸缶灰皿	一個	三五〇円相当	二〇〇個	二〇〇個
	計			約一、一一〇点	九、三九三点

二、株式会社日本旅行に対する件

昭和五八年（排）第四号

排除命令

東京都港区新橋二丁目二〇番一五号

株式会社　日本旅行

右代表者　代表取締役　池田一郎

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社日本旅行は、一般消費者を対象に、昭和五七年一二月から昭和五八年二月までの間を出発日とする「ハワイの旅六日間」と称する旅行について行った景品類の提供が、次に掲げる各告示の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を

受けなければならない。

(一)　「一〇大プレゼント」と称する景品類の提供については、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第五号）第一項

(二)　「ワンモア・チャンス賞」と称する景品類の提供については、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第三号）第二項

二　同社は、前項(二)に該当する景品類は、供与してはならない。

三　同社は、今後一年間、一般消費者を対象に、景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

四　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　株式会社日本旅行（以下「日本旅行」という。）は、肩書地に本店を置き、旅行業法に基づき、運輸大臣の行う登録を受け、一般旅行業を営む事業者である。

二(一)　日本旅行は、一般消費者を対象に、昭和五七年一二月から昭和五八年二月までの間を出発日とする「ハワイの旅六日間」と称する別表一記載の価格の旅行の参加者に対し、次のとおり景品類を提供することを企画した。

イ　参加者全員に対し、「一〇大プレゼント」と称する別表二記載の約六万八〇〇〇円相当の景品類を提供する。

ロ　旅行参加者のうち、抽せんによる当選者に対し、「ワンモア・チャンス賞」と称して、別表三記載のとおり

二万三〇〇〇円相当から一三万四〇〇〇円相当の景品類を提供する。

(二) 日本旅行は、前記企画に基づき、前記旅行を実施し、その参加者に対し、前記(一)イ記載の景品類を提供したが、前記(一)ロ記載の景品類は、当委員会の調査を受けたことにより、いまだ供与していない。

三(一) 一般消費者に対して、懸賞によらないで提供することができる景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額が一、〇〇〇円以上五〇万円未満の場合は、取引価額の一〇分の一までであるところ、前記二(一)イ記載の景品類の価額は、この制限を超えるものである。

(二) 一般消費者に対して、懸賞により提供することができる景品類の価額は、懸賞に係る取引の価額が一〇万円以上の場合は、五万円までであるところ、前記二(一)ロの景品類中、無料往復航空券のすべて及び五〇パーセント割引往復航空券の東京・那覇コースのものは、この制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、日本旅行の行為のうち、

一 前記二(一)イ記載の企画に基づく行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項

二 前記二(一)ロ記載の企画に基づく行為は、同法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項第一号に該当する方法による景品類の提供であって、同制限告示第二項の規定に、それぞれ違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五八年三月三一日

公正取引委員会

委員長　高橋元
委員　野口一郎
委員　平田胤明
委員　大森誠一

別表一

出発月	出発日	旅行価格
昭和五七年一二月	一九日、二〇日、二一日、二二日、二三日	二三万八〇〇〇円
	二七日	二五万八〇〇〇円
昭和五八年　一月	二日	二五万八〇〇〇円
	七日、八日、九日、一〇日、一一日、一二日、二一日、二二日、二八日、二九日	二三万八〇〇〇円
同　年　二月	一日、四日、八日、一〇日、一五日、一八日、二二日、二五日	二五万八〇〇〇円

別表二

	景品類	景品類の価額の合計
1	カウアイ島、マウイ島、ハワイ島のいずれかの島へ招待	
2	ポリネシアン・ディナーショー招待	

3	サンセットクルーズプレゼント	
4	南国の果実プレゼント	
5	マカデミアンナッツチョコートプレゼント	約六万八〇〇〇円相当
6	アイスクリームプレゼント	
7	パイナップルプレゼント	
8	香水プレゼント	
9	レイプレゼント	
10	JAL特製スチュワーデスエプロンプレゼント	

別表三

景品類		当選者数	景品類の価額
種類	コース		
無料往復航空券（二名分）	東京―札幌	一名	九万二〇〇〇円相当
	東京―福岡	一名	九万八〇〇〇円相当
	東京―那覇	一名	一三万四〇〇〇円相当
五〇パーセント割引往復航空券（二名分）	東京―札幌	一名	四万六〇〇〇円相当
	東京―福岡	一名	四万九〇〇〇円相当
	東京―那覇	一名	六万七四〇〇円相当

二五パーセント割引往復航空券（二名分）	東京―札幌	一名	二万三〇〇〇円相当
	東京―福岡	一名	二万四五〇〇円相当
	東京―那覇	一名	三万三七〇〇円相当

三、国際ロータリー旅行株式会社に対する件

昭和五八年（排）第五号

排除命令

東京都中央区銀座七丁目八番五号
国際ロータリー旅行株式会社
右代表者　代表取締役　村山徳和

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　国際ロータリー旅行株式会社は、一般消費者を対象に、昭和五七年八月から同年一一月の間を出発日とする「ハワイ二島巡り・六日間」と称する旅行について行った懸賞によらない景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第